

## 契約変更の内容（第2回変更）

契約年月日	令和 8年 3月 25日																								
契約業者名	沼田土建（株）																								
契約業者の住所	群馬県沼田市西倉内町593番地																								
工事の名称	R6内手川第三砂防堰堤工用道路工事																								
工事場所	群馬県高崎市倉渕町川浦地先																								
工事種別	一般土木工事																								
工事概要	<p>（総価契約単価合意方式）</p> <table border="0"> <tr> <td>道路土工</td> <td>1式</td> <td>地盤改良工</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>法面工</td> <td>1式</td> <td>擁壁工</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>石・ブロック積（張）工</td> <td>1式</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>根固め・水制工</td> <td>1式</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>カルバート工</td> <td>1式</td> <td>排水構造物工</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>伐採除根工</td> <td>1式</td> <td>仮設工</td> <td>1式</td> </tr> </table>	道路土工	1式	地盤改良工	1式	法面工	1式	擁壁工	1式	石・ブロック積（張）工	1式			根固め・水制工	1式			カルバート工	1式	排水構造物工	1式	伐採除根工	1式	仮設工	1式
道路土工	1式	地盤改良工	1式																						
法面工	1式	擁壁工	1式																						
石・ブロック積（張）工	1式																								
根固め・水制工	1式																								
カルバート工	1式	排水構造物工	1式																						
伐採除根工	1式	仮設工	1式																						
工期（自）	令和 7年 6月 11日																								
工期（至）	令和 8年 3月 27日																								
変更前の契約金額	122,320,000円（税込み）																								
変更金額	+57,200,000円（税込み）																								
変更後の契約金額	179,520,000円（税込み）																								
変更理由	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 道路土工 受注者との協議の結果、ICT活用施工に伴う変更及び発生土の運搬が生じたため、更に、現地踏査の結果起工測量との相違が確認されたため、道路土工を変更（増工）する。</li> <li>2. 地盤改良工 カルバート及び擁壁工の形状の変更に伴う改良範囲見直し及び固化材添加量の変更のため、地盤改良工の変更（増工）する。</li> <li>3. 法面工 現地踏査の結果、施工範囲の見直しのため、植生工の施工面積の変更（減工）する。</li> <li>4. 擁壁工 受注者との協議の結果、ICT活用施工に伴う変更、補強土壁盛土材の見直し及び排水管敷設工の延長変更のため、擁壁工を変更（増工）する。</li> <li>5. 石・ブロック積（張）工 現地踏査の結果、現況地盤線の変更に伴い構造の見直しが生じたため、変更（減工）する。</li> <li>6. 根固め・水制工 石・ブロック積（張）工の構造見直しに伴い、根固めブロックによる河岸部法尻の保護のため、根固め・水制工を追加する。</li> <li>7. カルバート工 受注者との協議の結果、ICT活用施工に伴う変更、プレキャスト化への見直しのため、カルバート工を変更（増工）する。</li> <li>8. 排水構造物工 受注者との協議の結果、ICT活用施工に伴う変更及び排水構造物の呑口部の構造変更の必要が生じたため、排水構造物工を変更（増工）する。</li> <li>9. 伐採除根工 現地踏査の結果、伐木面積の変更に伴い、伐採工・運搬工・処分費の変更（増工）する。 また、現地踏査の結果、伐採木等の処分場への搬出に関し、一部の区間においてダンプトラック走行に支障が生じたため、不整地運搬車による運搬を追加する。</li> <li>10. 仮設工 交通誘導警備員人数の見直しにより変更（増工）する。</li> <li>11. 共通仮設費 1). 準備費について、現地踏査の結果、伐木面積の変更に伴い、伐採工・運搬工・処分費の変更（増工）する。また、現地踏査の結果、伐採木等の処分場への搬出に関し、一部の区間においてダンプトラック走行に支障が生じたため、不整地運搬車による運搬を追加する。 2). 安全費について、土石流感知システムの設計経費を追加する。 3). 技術管理費について、ICT活用工事、各種調査費、遠隔臨場等に必要経費を追加する。 4). 営繕費について、快適トイレ設置に伴う協議に伴い必要経費を追加する。</li> </ol>																								